

自転車通学について

宮古島市立下地小学校

1 ねらい

- (1) 自転車通学を通して、交通ルールを学び交通安全に気をつけようとする意識と態度を育てる。
- (2) 自分と保護者の責任のもとで安全運転を図り、学校への登下校を円滑に行う。
- (3) 「自分のことは自ら進んで行く」という自立心を育てる。

2 自転車通学の許可

- (1) 自転車通学の対象児童は、3年生以上とする。
- (2) 児童に自転車通学させるか否かは、保護者の責任のもとに保護者が決定する。
- (3) 自転車通学の許可は、児童が学校行事「自転車の安全な乗り方指導」に参加し、保護者の署名押印した許可書を学校で受領した後とする。
- (4) 後述の「自転車通学のきまり」を守れない児童に対しては、**1週間の自転車通学を禁止する。**

3 自転車通学のきまり

- (1) 自転車通学は保護者の責任で行うので、家庭でも交通安全指導と自転車の安全点検を行う。**(整備不良車や故障車には絶対に乗せない。)**
 - ・サドルの高さは両足が地面につく高さに調節する。
 - ・前後のブレーキは確実に効くようにする。
 - ・タイヤの空気圧を確かめる。
 - ・反射板をつける。
- (2) 交通ルールを守り、安全に通学する。
 - ・車歩道を走行する。(道路の左端走行)
 - ・スピードは出し過ぎない。
 - ・手放し運転、ジグザグ運転、悪ふざけ、競争、2人乗り禁止。
 - ・とび出し、急な方向転換禁止。(交差点での左右の安全確認)
- (3) 自転車通学時には、必ずヘルメットを着用する。(法令で義務づけ)
- (4) 校庭の芝生や運動場等に乗り入れない。
- (5) 自転車には名前を書き、校内の指定された自転車置き場に駐輪する。
- (6) 人の自転車にいたずらしない。また、断りもなく他人の自転車に乗らない。

4 その他の留意事項

- (1) 年に2回(6月と1月)にPTA校外指導部による自転車点検を受ける。
(必要ある時は学校職員も不定期に行うことがある)
- (2) 学校行事「自転車の安全な乗り方指導」を3年生を中心に年度始めに行う。
- (3) 通学时以外も、ヘルメットの着用は確実にを行う。

自転車通学の承認について

宮古島市立下地小学校
校長 乾 邦夫 殿

私は「自転車通学のきまり」を守り
自転車通学を行うことを認めます。

平成28年 月 日

年 組	児童名 () 保護者名 (印)
-----	----------------------

自転車通学のきまり

- 自転車通学は保護者の責任で行うので、家庭でも交通安全指導と自転車の安全点検を行う。(整備不良車や故障車には絶対に乗せない。)
 - ・サドルの高さは両足が地面につく高さに調節する。
 - ・前後のブレーキは確実に効くようにする。
 - ・タイヤの空気圧を確かめる。
 - ・反射板をつける。
- 交通ルールを守り、安全に通学する。
 - ・車歩道を走行する。(道路の左端走行)
 - ・スピードは出し過ぎない。
 - ・手放し運転、ジグザグ運転、悪ふざけ、競争、2人乗り禁止。
 - ・とび出し、急な方向転換禁止。(交差点での左右の安全確認)
- 自転車通学時には、必ずヘルメットを着用する。(法令で義務づけ)
- 校庭の芝生や運動場等に乗入れない。
- 自転車には名前を書き、校内の指定された自転車置き場に駐輪する。
- 人の自転車にいたずらしない。また、断りもなく他人の自転車に乗らない。